

くろまぐろ型TACに関する青森県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年8月30日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、定置漁業やはえ縄漁業、釣り漁業を中心に漁獲され、地域の資源として重要な位置づけにあるが、本種の資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要となっている。
- 2 このため、本県においても本種資源が現状よりも安定的で持続的なものとなるよう、国の基本計画により決定された本県の漁獲可能量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量制度を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所や国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、地域水産振興団体内での話し合い等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	256.30トン
太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画(試行)(以下「基

本計画(試行)」という。)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。小型魚の割当数量について、本県計画の第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本県の数量も変化するものとする。また、小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における当該都道府県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の定置網漁業の数量	140.30トン
本県の承認漁業の数量	116.00トン

本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値580.54トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

- 1 本県海域の漁業協同組合は協議の上、漁業協同組合別、採捕の種類別の漁獲上限を別途定め、所属漁業者はこれを遵守するものとする。
- 2 定置漁業における取組内容
 - (1) 第3及び1の定置網漁業の時期別の割当数量の目安を次表のとおり定め、関係漁協及び所属漁業者は、これを超過しないよう努める。

期 間	数量(平成29年7月からの累計)
-----	------------------

平成29年10月末まで	109.30トン
平成30年 2月末まで	111.10トン
平成30年 6月末まで	140.30トン

(2) 日本海海域(むつ市脇野沢から深浦町に面する海域)

ア 7月

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された日以降、1日の網起しの回数を制限する。

イ 8月から10月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。

ウ 11月から12月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

エ 翌年4月

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

オ 翌年5月から6月まで

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された日以降、1日の網起しの回数を制限する。

(3) (2)のオからオの取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

(4) 太平洋海域(佐井村から階上町に面する海域)

ア 7月

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された日以降、1日の網起しの回数を制限する。

イ 8月から10月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された日以降、1日の網起しの回数を制限する。

ウ 11月から翌年1月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

エ 翌年4月

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

オ 翌年5月から6月まで

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。

- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された日以降、1日の網起しの回数を制限する。

(5) (4)のアからオの取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

3 承認漁業(はえ縄、釣り)における取組内容

(1) 通常時

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。(電気ショッカーの使用制限)
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

(2) 第3に示した承認漁業の数量の7割到達時

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。(電気ショッカーの使用制限)
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

(3) 第3に示した承認漁業の数量の8割到達時

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に取り組む。(電気ショッカーの使用制限)
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。
- ・これらの取組によってもなお漁獲が積み上がる場合は、追加の休漁日を設定。

(4) (1)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

4 漁獲量の報告

沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

5 警報等の発出及び操業自粛要請

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、第3の承認漁業の数量の9割に達した際は操業自粛要請を発出するとともに、定置網の共同管理に参加の第3の定置網漁業はその数量を超過した際は操業自粛要請を発出する。また、第4の1の地域別、採捕の種類別の割当数量の目安の消化状況に応じて同様に警報や操業自粛を要請することができるものとする。併せて、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

水産庁は、定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとしており、本県は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導を行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
- (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁者に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2及び第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- 1 通常時:月1回
- 2 注意報発出時:月2回(1日～15日、16日～末日)
- 3 定置網漁業については、上記のほか、以下のとおりとする。
 - (1) 日本海海域(むつ市脇野沢から深浦町に面する海域)
7月及び翌年6月(毎日)
 - (2) 太平洋海域(佐井村から階上町に面する海域)
7月及び翌年5月から6月(毎日)
- 4 県は、上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。